

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

春季休業中の学校運営について

このことについて、国からの通知及び県内における感染状況を踏まえ、春季休業中は、以下の方針で学校運営を行うようお願いします。

感染者数は、一時的な増減こそあれ、当面、増加傾向が続くと予想され、依然として警戒を緩めることはできないと考えています。このことを踏まえ、臨時休業期間を終了し春季休業期間に入っても、新型コロナウイルス感染症対策を遺漏なく行うようお願いします。

記

- 1 児童生徒及び教職員の健康管理を引き続き徹底する。なお、外出するか否かは外出先の感染状況を踏まえ、保護者と各自相談のうえ判断する。
- 2 部活動は、国からは引き続き自粛を求められているが、一方で、生徒の運動不足やストレスを解消するために行う運動等の機会の確保を求められていることから、次のとおりとする。
 - (1)活動場所：校内のみとする
屋内・屋外に関わらず「クラスター発生のリスクを下げるための3つの原則」に留意すること
※①密集 ②換気 ③飛沫感染となる会話等
 - (2)活動時間：1日2時間を上限とする
 - (3)活動を行わない日：少なくとも月～金に2日及び土日に1日の計3日は休むこと
 - (4)対外試合・合同練習・合宿：認めない
 - (5)「いきいき運動部活動4訂版」、「文化部活動の在り方に関する方針」に基づき、無理のない指導を行うこと
- 3 上記以外は、通常の春季休業と同様の運営を行う。ただし、単位認定に関わる補充を除いて、補習は自粛する。
- 4 児童生徒及び教職員が感染又は濃厚接触者となった場合は、保健所の指示に従う。
- 5 新学期については、例年どおりとする方向で準備する。
(初任者研修は例年どおり実施する)
- 6 退職者辞令交付式(3月31日)、新入教職員辞令交付式(4月1日)は実施する。なお、退職者の送別の会は実施しない。